**議会運営委員会記録**

令和6年9月5日（木）

開議　 15 時 22 分

閉議　 16 時 01 分

全員協議会室

出席者

〔委　員〕柳楽委員長、永見副委員長、

肥後委員、村木委員、大谷委員、~~三浦委員~~（代理：沖田議員）、

村武委員、川上委員、芦谷委員

〔議長団〕笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕牛尾議員

〔執行部〕山根総務部長、末岡総務課長、森井総務管理係長

〔事務局〕下間局長、松井次長、大下庶務係長、久保田書記

議　題

1　令和6年9月浜田市議会定例会議について

⑴　追加付議事件及び付託案について 資料1

⑵　その他

2　浜田市特別職報酬等審議会の答申結果を受けての政務活動費の見直しについて

（広報費の導入について） 資料2

3　オンラインで提出された請願・陳情の取扱いについて 資料3

4　令和7年度議員改選に向けた議員定数について 資料4

5　浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について 資料5

6　その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

〔　15 時 22 分　開議　〕

○柳楽委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は8名で定足数に達している。なお、三浦委員が欠席のため代理として沖田議員が出席されている。

1　令和6年9月浜田市議会定例会議について

⑴　追加付議事件及び付託案について

○柳楽委員長

資料1を参照されたい。説明をお願いする。

○総務部長

（　以下、資料を基に説明　）

○柳楽委員長

続いて付託案について事務局から説明をお願いする。

○下間局長

（　以下、資料を基に説明　）

○柳楽委員長

説明が終わったが、何かあるか。

○川上委員

議案の提供について、先ほど部長は明日と言われたが、来週月曜日か。

○総務部長

明日の金曜日に配付しようと思っている。

⑵　その他

○柳楽委員長

ほかにないか。

（　「なし」という声あり　）

では、執行部は退席されて構わない。

（　執行部退席　）

2　浜田市特別職報酬等審議会の答申結果を受けての政務活動費の見直しについて

（広報費の導入について）

○柳楽委員長

資料2を参照されたい。案分割合や上限額等について各会派からの意見も異なっていたため、これまでの委員会で出た意見等を踏まえて、正副委員長また事務局で案を作成させていただいた。これについては事前に各会派での協議をお願いしている。朱書き部分について、各会派での協議結果の報告をお願いする。

○村木委員

充当できるものに関しては年間上限なしというので、広報紙とホームページ両方ともである。

次、留意事項については、正副委員長の案を支持するものである。理由としては、もともと政務活動費を使うことが大前提ということもあるので、解釈の範囲内において政務活動費の活用を第一と考え、使いやすい制度を導入するに当たってこのような結果となった。

○大谷委員

これまでの論議の中でまとめてもらったということで、これをできるだけ尊重したい。ただ、上限なので顔写真は10センチにするというわけではないが、10センチはそこそこ大きいとは思った。だからといって、取りまとめてもらったことを否定するものではないが、このあたりはいかがかという点はあるものの大筋については可とするものである。

○柳楽委員長

大谷委員が心配される10センチ四方というのは上限なので、それ以内で作成されれば大丈夫と考えてもらいたい。

○大谷委員

そのことは理解しているが、10センチはそこそこの大きさだという感想である。

○川上委員

正副委員長及び事務局で取りまとめてもらった案に意見は出なかったので、これでよろしくお願いする。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

公明クラブとしても、せっかくこういうものを作っても使えない状況にしてしまうのはやはり問題があるというところで、今案で示させてもらっているとおりで良いのではないかという結論である。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

それでは、おおむね各会派の意見は、示させてもらっているこの案で良いということであったかと思う。この案で進めてよろしいか。

（　「異議なし」という声あり　）

では、この広報費案で進めさせていただきたい。よろしくお願いする。改めて確認だが、この広報費についての運用開始は令和7年度からということでよろしいか。

（　「はい」という声あり　）

それでは広報費について、令和7年度からの運用開始となる。政務活動費の交付に関する条例等の改正が必要となるので、今後法令担当と調整して、必要な例規等の改正案を示し、条例については本委員会から提案することについて、委員に諮らせていただきたい。よろしくお願いする。

この件について、委員から何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

3　オンラインで提出された請願・陳情の取扱いについて

○柳楽委員長

資料3を参照されたい。本日は事前に検討をお願いしているとおり、本人確認の方法を踏まえての電子申請システムによる提出を可とするか、電子メールによる提出を可とするかについて、各会派で協議いただいた内容の報告をお願いする。

○村木委員

まず1番目、電子申請システムによる提出を可とするか。当会派としては可とする。

2番目、電子メールによる提出を可とするか。会派としてはこれを可としないこととしている。理由としては、まずは専用ルート、いわゆる電子申請システムで進めることによって、ある程度のフォーマットで記載漏れ等がなく、また返信等にも配慮がしてあるということで、まずは電子申請システムのみで進めていきたい。

逆に電子メールだと今言ったところが担保できないということで、可としない判断である。なお、附帯意見が出て、通年会期になっているこの議会においては、やはり随時審査ができる制度を構築することを求めたいと思っている。それまでは委員会ではなく調査会とされていたが、年間において委員会の開催ができることにもなっているので、随時審査ができる体制の構築を求めたい。

○大谷委員

電子申請システムについては、時代の流れということもあるので、それについては可としたい。ただし、これまでのやり方で対応してきている方もあるかと思うので、それなりの周知期間が必要ではないか。その辺の兼ね合いを加味しながら、電子申請システムを進めていけばよろしいのではないか。

○柳楽委員長

確認だが、電子申請システムで進めていくということは同意いただいているのかと思うが、その経過の間にどういった方法を取ったら良いという考えか。

○大谷委員

申請しようとされる方が困惑されることのないような周知をしておいていただけたら期間については特定しない。事前説明など、電子申請システムに対応していただくような配慮は要るだろうという意味である。

○川上委員

電子申請システムを進めることに関しては不足がなかったので、可とする。ただし、大谷委員が言われたようにある程度の期間を設けて、その間広報及び議会だよりで広報する必要があるのではないかと考える。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

公明クラブとしても、電子申請システムは可で、メールのほうは可としないという結論である。先ほど意見があったように、事前にしっかり周知はしていかないといけない。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

今意見をいただいた中では、もう電子申請システムのみで進めるということでよろしいか。

（　「はい」という声あり　）

了解した。それでは、事前周知といったところは、また正副委員長と事務局とで、どのように進めていくか示したい。そういった形でよろしいか。

（　「はい」という声あり　）

それでは、そのようにお願いする。

続いて、これまで取扱基準について超党みらいと公明クラブから意見を出させていただいているところだが、今日このことについて協議は控えようと思うが、次回に取扱基準についても検討させていただきたい。また各会派で協議いただき意見をいただきたい。

○村木委員

それは先ほど山水海が言った件も含むということか。

○柳楽委員長

今の話は取扱基準の部分なので、必要なことがあれば各会派から意見をいただきたい。先ほど山水海から、通年会期なので出された陳情については定例会議ではなく間の委員会等で審査を行っていくのが良いのではないかという意見が出ていたのだが、そのことについては何か意見があるか。その方向で進めるような形にここで決定させていただいてよろしいか。

○大谷委員

確認だが、今言われている事柄は、新たな陳情のために委員会を設けるのではなく、通常予定されている委員会の中で対応するという意味合いなのか。

○柳楽委員長

山水海はその点についてどのように考えるか。

○村木委員

できるだけ早い審査をしていきたい。内容にもよるかもしれないが、随時なので、それだけにという場合もあるかもしれない。ただ、今は全員協議会に諮る手続きもあるので、そういったところを見るとすぐに今日決まるものでもないのかとは思っている。そうなると手続きも変わってくるのかと思っている。

○柳楽委員長

今の話でいくと、陳情を出された場合に、審査を行うかどうかというところから検討を始めると思う。審査することになった場合は、委員会へ付託することになるので、その付託は全員協議会で。その部分も変えるのか。

○村木委員

それが通年会期だと言わせてもらった。

○柳楽委員長

変えることについて、特に順を踏む必要はないのか。

○下間局長

今陳情は申し合わせで定めている。陳情書は原則として本会議に諮らず、議長が全員協議会で関係委員会に審査を付託すると申し合わせで定めている。したがって議会運営委員会で申し合わせの変更を決めれば可能ではあるが、先ほどから言われているように、大体本会議の2週間前に全員協議会があり、それよりも前に三つの常任委員会を開いているのだが、そこに定めるわけではなく、陳情が出たタイミングでそれぞれの委員会が陳情審査のためだけの委員会を開くことも想定していくのか。その辺の共通認識を図ることと、委員会だと委員だけで委員会を開いて自分たちだけで陳情審査するのであれば割とすぐに開催できると思うが、執行部を呼んで何か確認しないといけないのであれば、やはりある程度の期間は必要かと思うので、そういったところのルール付けは必要かと思う。

○大谷委員

事務局長から説明があったように、いろいろな視点を考慮する必要があると思うので、したがって提案があったというだけで今日のところは置いてもらったほうがよろしいかと思う。

○柳楽委員長

今日提案いただいて、例えば会派でその流れについても、こういった流れでやったら良いのではないかということを協議していただき、また意見をいただくという形でよろしいか。

○大谷委員

流れとしてはそれでよろしいかと思うが、全員に関わる内容でもあるので。また、いろいろな役割もあって簡単に日程変更がしにくい状況である方もあると思う。いずれにせよ各会派内で検討した上で対応したいと考える。今申し上げたような対応を取ってもらいたい。

○松井次長

9月定例会議最終日の議会運営委員会でも引き続き、請願・陳情の対応については議題にさせていただく。先ほど、対面・郵送・オンラインという提出方法が決まったのだが、それぞれの本人確認の方法や、いつの時点で提出されたと見なすか、締切りの問題など、以前の議会運営委員会でもこういった課題があると上げていたので、それを一つずつ潰していく作業が出る。その中に先ほど山水海から提案があった、審査のタイミングというのも含めて、事前に資料を作って示し、次回までに会派で協議していただくという流れでお願いしたいと思っている。

○柳楽委員長

オンライン提出の件については今次長からあった、本人確認についてどうするのかというのが1点、取扱基準の件、山水海から出た意見についての3点を検討して持ち寄っていただくということでよろしいか。

（　「はい」という声あり　）

では、検討をお願いする。そのほかに委員から何かないか。

（　「なし」という声あり　）

4　令和7年度議員改選に向けた議員定数について

○柳楽委員長

資料4を参照されたい。これまで定数については各会派から22名とする意見と、19名とする意見の二つが出ており、各々の理由について皆から出た意見を踏まえて正副委員長でまとめたところである。これについては事前に確認していただいているが、各会派からこの理由等について何か意見があれば伺いたい。

○村木委員

今皆に資料を配信させていただいた。当会派としては次の三つの事項を掲げているが、それを加味して22名とし、議会運営委員会として統一見解をまとめられたいといった内容である。実際正副委員長にまとめてもらった。前回話をさせてもらった、地域特性の配慮、議員の多様性を担保、そして活動量の担保といったところを改めて加味した内容にしてもらえたらと思っている。通年会期制を取っているので、それによる活動量のことも加味して、今回の意見のまとめとさせてもらいたい。

○柳楽委員長

山水海からそのように意見が出ている。ほかの会派からはいかがか。

○川上委員

うちの会派では、22名についてはこれで良いと思うが、19名とする理由について、それプラスこのような話があった。確かに議員数減少により住民意見の反映が難しいという指摘に対しては、デジタルを活用した住民意見の反映の手法もあり、議会ＤＸの推進で議員数減少を今からは解決できると。これを加えてもらいたいという話があった。確かにそうだと思うので、19名に対してはＤＸを活用していく必要があるということを加えてもらいたい。

それから先ほど山水海から、地域特性を加味してという言葉があったが、地域特性を加味するのは非常に難しい。人口割という話になってくると非常に微妙な問題が出てくるので、なかなか難しいと考える。

○大谷委員

地域特性とは具体的に何を指しておられるのか。

○村木委員

この資料にも掲げているが、中山間地域の振興、農業漁業商業の振興等である。

○大谷委員

それと議員定数との関係性はどういうことか。

○村木委員

それに伴ってあらゆる多様性、あらゆる目を向けることによって19名ではなく現状の22名であるという意見をさせてもらった。

○大谷委員

そのようなことを判断されるのは我々サイドではなく、意図としてはそうかもしれないが、それらを判断されるのは市民である。したがって、考慮をするということはこちらの思いとしてはあるかもしれないが、それをどう判断されるかは市民だと思うので、そこまで言及しなくても、選挙なので市民にお任せすればよろしいのではないかという気もするのだが。

○川上委員

山水海の意見もごもっともだが、①、②、③と題目が付いているからこそ、こうして私どもが意見を言うのであって。それ以外の中身については何ら問題がない。題目で地域特性への配慮と書いてあるので、少し待てという話になる。それがなければ中身は一緒だと思う。中身は22名について考えなければいけない部分だと思うので、それで良い。

○柳楽委員長

これをまとめさせていただくに当たって、例えばここに地域特性とあるが、それぞれの住民が抱えておられる課題といったものが多様化・複雑化しているところに、地域特性みたいなものも含んだ形で上げさせていただいたつもりである。民意の反映や多角的な視点というのが、議員がそういった姿勢でやっていくということを含ませていただいたと思っているのだが、それでは足らないということか。

○沖田議員

地域特性の話だが、これは去年の地域井戸端会で特に旧那賀郡に行ったときに、定数が減ると人口が少ない我々の意見が聞いてもらえないという声をよく聞いた。そういった意味で、それが地域特性と結び付くかどうかと言われたら、少し違うかもしれないが。我々の会派は旧那賀郡の議員も多いので、そのように書かせてもらった。

○川上委員

まとめの中にその言葉さえ出てこなければ何も問題ない。正副委員長が作られたまとめにはそういった内容が包含されているというのであれば問題ない。ただし、19名とする理由の中に、先ほど言った部分を含んでもらえるとうれしい。

○村木委員

①、②、③の題名という形で記しているので、この内容を加味してもらえればというところである。正副委員長の思いには全部入っているということであるなら、もちろん私どもの読みが浅かったということでお詫びする。一応、こういう気持ちで今回は意見を出したことを理解いただきたい。

○柳楽委員長

こちらとしてはそういう思いで作らせていただいているが、これについてはもう1回こちらでも見直して、付け加えるべきと思うことについてはまた加える形を取らせていただきたい。19名の理由のところもあったので、そこも考えていかないといけない。これまで意見を伺う中では22名という意見が多いようには思っている。議会運営委員会として令和7年の改選時における議員定数を決定させていただきたいと思うのだが、意見の多い22名ということにさせていただいてよろしいか。

○川上委員

総意として22名だが、19名という考えもあったということだけは確実に言っておいてもらいたい。こういう形だったらできるのではないかという意見もあったと。それが大事だと思うので、よろしくお願いする。

○柳楽委員長

川上委員からあったように、議会運営委員会において定数について議論した中で、19名という意見もあり、その理由なども含めたもので22名にした理由を考えさせていただきたい。よろしくお願いする。

改めて22名とする理由については、先ほどいただいた意見も含めてまた正副委員長でまとめていきたい。よろしくお願いする。今回のこの結論については全議員で共有していくほうが良いと思うので、9月定例会議最終日9月30日の全員協議会で、議会運営委員会からの報告ということで私から報告させていただきたいが、よろしいか。

（　「はい」という声あり　）

ではそのようにさせていただく。

5　浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について

○柳楽委員長

資料5を参照されたい。前回8月26日の議会運営委員会において、本会議における請願に対する質疑を行わず、委員会付託のみとすることを確認している。また委員会における請願についての委員外議員の発言についても要望があったため、資料のとおり申し合わせ事項について改正案を作成している。このとおりの運用とするということでよろしいか。

（　「はい」という声あり　）

では、この案のとおり申し合わせ事項を変更させていただきたい。事務局は申し合わせ事項を改正し、改正後Ｓｉｄｅｂｏｏｋｓ等のデータを更新後、ＬＩＮＥ ＷＯＲＫＳで全議員へお知らせいただきたいので、よろしくお願いする。

6　その他

○柳楽委員長

そのほかに委員から何かあるか。

1点お知らせする。次回は9月30日、全員協議会終了後から第4委員会室で開催するということでよろしいか。

（　「異議なし」という声あり　）

では、そのように開催させていただく。最後にお願いだが、検討事項も含め本日の内容について会派で共有していただくようお願いする。

以上で議会運営委員会を終了する。

〔　16 時 01 分　閉議　〕

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

　　　　　　　　　　　　　議会運営委員会委員長　　柳楽　真智子